

# 三晃商事株式会社

(2005年版)

## 《は じ め に》

本書は、平成17年3月決算期（平成16年4月1日～平成17年3月31日）における当社の会社の概況、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

## 《記 載 項 目》

### 1. 会社の概況

「会社の沿革」……設立から現在までの沿革を記載しています。

「会社の目的」……定款に記載された当社の目的を記載しています。

「事業の内容」……経営組織、事業の内容について記載しています。

「財務の概要」……平成17年3月決算期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。

「主要株主名」……所有株式数の多い株主10名の氏名、所有株式数等を記載しています。

「役員 の 状 況」……役員 の 氏 名、主要略歴等を記載しています。

「従業員 の 状 況」……社員数、登録外務員数等を記載しています。

### 2. 営業の状況

「営業方針」……営業方針、企業の特徴等について記載しています。

「当社及び当業界を取巻く環境」……内外の経済状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。

「営業の経過及び成果」……平成16年度における業績について記載しています。

「対処すべき課題」……当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。

「受託業務管理規則」……適正な受託業務遂行の指針となる社内管理規則を記載しています。

### 3. 経理の状況

「貸借対照表」……平成17年3月31日現在の資産、負債、資本の内容について記載しています。

「損益計算書」……平成16年度の収益、費用等の内容について記載しています。

「重要な会計方針」……会計方針の中で重要なものについて記載しています。

「注記事項」……貸借対照表及び損益計算書に係る注記事項を記載しています。

「利益処分計算書」……当期末処分利益の利益処分について記載しています。

「財務比率」……平成17年3月決算期において、財務比率算式に基づいた財務比率の内容について記載しています。

# 1. 会社の概況

## (1) 会社名等

会社名 三晃商事株式会社  
 代表者名 代表取締役 佐藤 一義  
 所在地 東京都中央区日本橋浜町3丁目4番3号  
 電話番号 03-3249-3500 (代)

## (2) 会社の沿革

当社は、商号を「三晃商事株式会社」とし、昭和31年12月3日に福井人絹取引所の会員及び仲買人として、受託業務を行うことを目的として設立、創業いたしました。

年 月	概 要
昭和31年12月	商品先物取引の受託業務を目的として、三晃商事株式会社を福井市佐佳枝中町15番地に創業 資本金6百万円
32年1月	福井人絹取引所、仲買人登録
43年8月	福井市中央に本店移転 資本金3千万円に増資
46年1月	許可制への移行に伴い、通商産業大臣より福井人絹取引所人造絹糸市場の商品取引員の許可を受ける
50年9月	通商産業大臣より、名古屋繊維取引所毛糸市場・綿糸市場・ステープルファイバー糸市場の商品取引員の許可を受ける 名古屋支店開設
52年2月	農林大臣より大阪砂糖取引所砂糖市場の商品取引員の許可を受ける 大阪支店開設
63年3月	農林水産大臣より神戸穀物商品取引所農産物市場の商品取引員の許可を受ける
平成元年12月	広島支店開設
2年9月	東京支店開設
3年4月	東京支店所在地、東京都中央区日本橋浜町2丁目19番9号に本店移転 東京支店を廃止し、福井支店を開設
5月	資本金3億円に増資
8月	農林水産大臣より関門商品取引所農産物市場の商品取引員の許可を受ける 福岡支店開設
9月	通商産業大臣より大阪繊維取引所綿糸市場の商品取引員の許可を受ける
4年2月	通商産業大臣より東京工業品取引所貴金属市場の商品取引員の許可を受ける
5年4月	通商産業大臣より神戸ゴム取引所ゴム市場の商品取引員の許可を受ける
8月	名古屋支店移転
7年1月	通商産業大臣より神戸ゴム取引所天然ゴム指数市場の商品取引員の許可を受ける
3月	資本金5億円に増資
4月	横浜支店開設
9年4月	通商産業大臣より東京工業品取引所アルミニウム市場の商品取引員の許可を受ける
10月	通商産業大臣より大阪商品取引所アルミニウム市場の商品取引員の許可を受ける 農林水産大臣より前橋乾繭取引所繭糸市場の商品取引員の許可を受ける 東京都中央区日本橋浜町3丁目4番3号に本店移転 大阪支店移転

11月	農林水産大臣より東京穀物商品取引所農産物市場及び砂糖市場の商品取引員の許可を受ける
12月	高崎支店開設
10年1月	大蔵大臣、農林水産大臣、通商産業大臣より商品投資販売業の許可を受ける
11年6月	通商産業大臣より東京工業品取引所石油市場第1種商品取引受託業の許可を受ける
11月	農林水産大臣より中部商品取引所畜産物市場第1種商品取引受託業の許可を受ける
12月	通商産業大臣より中部商品取引所石油市場受託業変更の許可を受ける
13年2月	資本金6億1千万円に増資
4月	新潟支店開設
5月	農林水産大臣より横浜商品取引所農産物市場受託業変更の許可を受ける
8月	許可更新
14年6月	農林水産大臣より関西商品取引所水産物市場第1種商品取引受託業の許可を受ける
8月	経済産業大臣より大阪商品取引所ニッケル市場第1種商品取引受託業の許可を受ける
11月	大阪支店移転
16年1月	金融庁長官、農林水産大臣、経済産業大臣より商品投資販売業の許可の更新を受ける

### (3) 会社の目的

#### 1. 繊維原料の売買

2. 商品取引所法に基づく上場商品の売買並びに受託業務

3. 商品取引所法の適用を受ける商品に係る売買の媒介、取次ぎもしくは代理及び輸出入ならびに海外における投資

4. 商品投資に係る事業の規制に関する法律に基づき、商品投資事業に係る金融商品の設定、運用、管理、販売業務並びに商品投資顧問業務

#### 5. 金融先物取引等の受託

#### 6. 特定債権等に係る事業の規制に関する法律に基づく小口債権販売業務

#### 7. 外国為替取引

#### 8. 証券取引法に規定する証券仲介業として次に掲げる行為を行う

①有価証券の売買の媒介

②取引所有価証券市場における有価証券の売買、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理並びに外国有価証券市場における有価証券の売買又は外国市場証券先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理の媒介

③有価証券の募集もしくは売出しの取扱い又は私募の取扱い

9. 前各号に附帯する一切の業務

(注) 上記のうち下線部分の事業は、現在行っておりません。



## ②業務の内容

当社は、商品取引所法に基づき設置された商品取引所が開設する商品市場に上場されている各種商品の売買並びに先物取引（商品先物取引、現金決済取引、指数先物取引及びオプション取引。以下「商品市場における取引」という）について、顧客の委託を受けて執行する業務（以下「受託業務」という）及び自己の計算に基づき執行する業務（以下「自己売買業務」という）を主たる業務としております。

業務の主な内容は次のとおりです。

### (a) 主たる業務

#### イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第126条第1項に基づき、商品市場における取引の受託業務及び委託の取次業務を行うことのできる商品取引員として、農林水産大臣及び経済産業大臣より「第1種商品取引受託業」の許可を受けております。（許可番号：農林水産省指令「13総合第1951号」 経済産業省「平成13・07・27商第23号」「平成14・08・16商第21号」）

なお、当社が当該許可を受けている商品市場、及び取扱上場商品は次のとおりです。

取引所名	許可を受けている商品市場
東京穀物商品取引所	農産物市場、砂糖市場
東京工業品取引所	貴金属市場、石油市場、アルミニウム市場
横浜商品取引所	農産物市場、繭糸市場
中部商品取引所	畜産物市場、石油市場
関西商品取引所	農産物市場、砂糖市場、水産物市場
大阪商品取引所	ゴム市場、天然ゴム指数市場、アルミニウム市場、ニッケル市場
福岡商品取引所	農産物市場

取引所名	取扱上場商品
東京穀物商品取引所	一般大豆、非GMO大豆、小豆、とうもろこし、粗糖、アラビカコーヒー、ロブスタコーヒー、米国産大豆オプション、とうもろこしオプション、粗糖オプション、大豆ミール
東京工業品取引所	金、銀、白金、パラジウム、アルミニウム、ガソリン、灯油、原油、軽油
横浜商品取引所	日本生糸、国際生糸、馬鈴薯、野菜
中部商品取引所	ガソリン、灯油、鶏卵、軽油
関西商品取引所	粗糖、粗糖オプション、小豆、非GMO大豆、冷凍エビ
大阪商品取引所	ゴムRSS 3、ゴムTSR 20、天然ゴム指数、アルミニウム、ニッケル
福岡商品取引所	IOM一般大豆、非GMO大豆、小豆、とうもろこし、プロイラー、大豆ミール

(注) 当社においては、委託の取次ぎ業務は行っておりません。

ロ. 商品市場における自己売買業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は上記イに掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

該当事項はありません。

(5) 営業所の状況

店舗の名称	所在地	電話番号
本 社	東京都中央区日本橋浜町3丁目42番3号	03-3249-3500
横 浜 支 店	横浜市中区曙町2丁目19番1号	045-253-3500
名 古 屋 支 店	名古屋市中区栄3丁目6番20号	052-262-3500
大 阪 支 店	大阪市北区中之島3丁目2番18号	06-6441-3500
広 島 支 店	広島市中区幟町2番26号	082-222-0288
福 井 支 店	福井市中央3丁目2番15号	0776-25-2340
福 岡 支 店	福岡市中央区長浜2丁目3番6号	092-724-3500
高 崎 支 店	群馬県高崎市東町9番地	027-324-3500
新 潟 支 店	新潟市東大通2丁目5番8号	025-240-3500

(6) 財務の概要（平成17年3月決算期） （単位:千円）

①資本金	618,540
②純資産額 *1	4,994,529
③必要純資産額 *2	2,020,000
④総資産額	12,234,395
⑤営業収益	4,745,829
（うち、受取手数料	5,619,786）
⑥経常利益	151,175
⑦当期純利益	101,903

\*1 純資産額の算出方法は（資産－負債＋商品取引責任準備金）となっております。

\*2 商品取引所法第135条第1項の規定により、当社が商品取引員として有していなければならぬ純資産額です。

(7) 発行済株式総数

発行済株式の総数 1,071,500株 (平成17年3月31日現在)

(注) 当社の株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

(8) 主要株主名 (上位10名)

氏名又は名称	所有株式数	所有株式数の割合
	千株	%
川路 耕一	778	72.6
三見商事従業員持株会	49	4.6
竹澤 美範	38	3.6
KYエンタープライズ(株)	35	3.3
石田 敏一	21	1.9
佐藤 一義	20	1.8
佐藤 見由	20	1.8
松本 隆満	15	1.4
村上 久広	12	1.1
山本 尚之	10	0.9
計	1,000	93.3

(注) 平成17年4月1日を以って光陽ホールディングス株式会社と株式交換を行っております。従って、上記株主を含む全株主は当社の親会社である光陽ホールディングス株式会社の株主となっております。

(9) 役員の状況

役職名	氏名・生年月日	所有株式数
代表取締役 副会長	佐藤 一義 昭和23年6月27日	20,000
代表取締役 社長	石田 敏一 昭和29年2月15日	21,000
取締役会長	川路 耕一 昭和20年11月9日	778,420
取締役相談役 (非常勤)	村上 久広 昭和25年8月25日	12,000

取締役	松本 隆満 昭和26年12月11日	15,000
監査役 (常勤)	水口 孝信 昭和15年6月10日	0
監査役 (非常勤)	谷赜 龍二 昭和9年3月10日	0
監査役 (非常勤)	秋山 秀利 昭和26年1月24日	0

(注) 監査役・谷赜龍二、監査役・秋山秀利は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

(10) 従業員の状況

	総計	男 女 別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従業員数	258名	197名	61名	151名	107名
平均年齢	32.0才	33.3才	27.9才	30.5才	34.2才
平均勤続年数	6.2年	7.1年	3.6年	5.8年	6.8年
外務員数	206名	183名	23名		

(注) パート従業員は除きます。

## 2. 営業の状況

### (1) 営業方針

商品先物業界においては、昨年12月末からの手数料完全自由化、本年5月からの改正商品取引所法施行を受けて社会的にも大きな転換期を迎えました。既にネット業者や商社系が中心となって手数料のディスカウントで他社との差別化を打ち出し、委託者保護を鮮明にした改正商取法とあいまって、利便性や信頼性の向上が急務となる中、当社においては「お客様第一主義」を経営理念に掲げ、徹底したリスク管理のもと、真にお客様から必要とされる企業を目指すべく総力を挙げて取り組んでおります。リスクを軽減しながらお客様の金融資産を納得して預けていただく為に、以下の項目の充実に鋭意取り組んでおります。

- I. 独自開発・特許公開中の相場分析システムを提供するオンライントレード事業
- II. 積極運用型商品ファンドの販売拡張
- III. 相場分析システムのバージョンアップと新商品の開発
- IV. 有価証券の売買仲介業務・営業社員の証券外務員資格取得
- V. 社内外の情報サービスの充実化

お客様と直接対面する営業社員の教育につきましては当社の最重要課題と捉えております。入社時に礼儀・礼節の徹底、エチケットマナーの遵守を目的とした研修を実施し、研修後も定期的に検証を行うことで新入社員時から、社会人としての基本を習得させています。既存の社員には、定期的な支店巡回、研修の機会を通じて営業技術だけでなく、社会人としての意識、金融業界における自らの役割等を認識させモラルの向上に努めております。さらに役職者に対しては専門知識とエチケットマナーの向上の為、年2回、1泊2日の合宿研修を実施しております。また、昨年からは営業社員の証券外務員資格取得を促進し、金融全般の知識を習得することで長期にわたりお客様に適切なアドバイスが提供できる体制の構築を進めております。

お客様への情報提供サービスについては、専門アドバイザーがお客様からの御要望に応えられる環境を充実させ、さらに24時間最新の相場情報が提供できるよう、携帯電話やインターネットを利用した自動音声対応による情報サービスを行っており、鋭意リニューアルを目指しております。

### (2) 当社及び当業界を取り巻く環境

当期の日本経済は、企業業績の回復や設備投資の増加・雇用情勢の改善などを背景に景気回復基調を強め、GDP1.6%の成長を遂げております。金融業界に目を向けると、証券仲介業の解禁による

規制緩和や不良債権処理への対応が進む中、業界再編や業務提携などの動きが色濃くなってまいりました。

また、世界経済は米国経済や中国経済の減速などを不安視する向きもありましたが、旺盛な民間需要を背景に総じて堅調に推移しました。

当業界におきましては、上期の原油価格の高騰が商品市場のリード役となり、国際商品を中心に売買高も増加傾向にありましたが、その後は貴金属など主要商品が小幅な値動きに終始したことが大きく響いて、全国7商品取引所の平成16年度総売買高は1億3,467万枚と過去最高だった前年度を7年ぶりに下回り、13.6%減となりました。

このような中、昨年12月末からの委託手数料完全自由化による企業間の差別化や本年5月1日から施行となった商品取引所法の改正が大きな話題であり、注目を集めました。商品取引所法改正により市場機能のグローバル化や委託者債権の保全強化など、信頼性向上による市場の飛躍的な拡大が期待されているところであります。

当社におきましては、当期の委託売買高は、業界の総売買高同様僅かながら減少いたしました。昨年発足したオンライントレード事業は順調に委託者数や預り高が増え、その中で他社にはない当社独自の開発による相場分析システムの提供を行っております。

### (3) 営業の経過及び成果

#### ①受取手数料部門

当期の受取手数料は、石油製品は昨年に引き続き増大いたしましたが、農産物及び貴金属の出来高の減少により、年間の委託売買高は1,765,262枚（前期比11.8%減）、受取手数料は56億1,978万円（前期比7.4%減）となりました。

#### ②売買損益部門

当期の売買損益は、ディーリング技術を駆使し、柔軟かつ積極的に対応すべく取り組んで参りましたが、昨年4月からの農産物市場の急落と、NY原油高にともなう国内石油製品の高騰により、自己売買部門において損失が発生し、後半挽回に努めましたが回復できず年度末を迎えることとなりました。当期は8億7,395万円の損失計上となっております。

以上の結果、当期の営業収益は47億4,582万円（前期比21.3%増）、営業費用は46億2,489万円（前期比2.5%減）となり、営業利益は1億2,093万円、経常利益は1億5,117万円、税引後の当期純利益は1億0,190万円となりました。

当事業年度における受取手数料・売買損益及び売買高の内訳は次の通りです。

## (a) 受取手数料

(単位：千円)

商品市場名	期 別	第49期 (自 平成16年4月 1日 至 平成17年3月31日)
商品先物取引		
農産物市場		1,850,488
貴金属市場		802,126
ゴム市場		7,717
ゴム指数市場		828
アルミ市場		8,603
砂糖市場		140,901
石油市場		2,808,591
畜産物市場		460
繭糸市場		0
水産物市場		55
ニッケル市場		0
小 計		5,619,771
オプション取引		———
農産物市場		———
砂糖市場		———
小 計		———
商品ファンド		14
合 計		5,619,786

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。  
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

## (b) 売買損益

(単位：千円)

売買損益	期 別	第49期 (自 平成16年4月 1日 至 平成17年3月31日)
商品先物取引		
農産物市場		▲ 491,100
貴金属市場		▲ 64,035
ゴム市場		1,196
ゴム指数市場		1,834
アルミ市場		8,876
砂糖市場		511,897
石油市場		▲ 840,380
畜産物市場		▲ 2,451
繭糸市場		0
水産物市場		207
ニッケル市場		0
小 計		▲ 873,956
海外先物取引		———
商品売買損益		———
その他売買損益		———
小 計		———
合 計		▲ 873,956

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。  
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

## (c) 売買高

(単位：枚)

商品市場名	第49期 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)		
	委 託	自 己	合 計
商品先物取引			
農産物市場	612,792	398,245	1,011,037
貴金属市場	139,685	196,118	335,803
ゴム市場	3,538	3,292	6,830
ゴム指数市場	213	439	652
アルミ市場	2,801	2,485	5,286
砂糖市場	42,061	37,880	79,941
石油市場	963,913	1,036,860	2,000,773
畜産物市場	184	180	364
繭糸市場	0	10,978	10,978
水産物市場	75	100,519	100,594
ニッケル市場	0	0	0
合 計	1,765,262	1,786,996	3,552,258

(注) 売買高にはオプション取引に係る売買高を含めております。また受渡しによる決済数量は含まれておりません。

## (4) 対処すべき課題

「お客様第一主義」を経営理念に掲げ、お客様と共に歩む企業として営業資産拡大に取り組んでおります。また今後、金融業界の一端を担う商品先物取引の知名度向上と理解促進を積極的に推進して参ります。

本年5月1日より商品取引所法が抜本的に改正され、取引に参加されるお客様の適合性やリスクに対する説明義務、不当勧誘行為の禁止など商品取引員の行為規制が強化されるなど、企業としての信用・社会性・責任が一段と問われることとなります。当社としては、この変革期をビジネスチャンスと捕らえ、お客様満足度の更なる向上にむけ、コンプライアンスを重視した社員教育、金融商品の知識向上に努め、お客様が安心して資産運用できる環境を提供して参ります。

また、収益に直結するディーリング部門の強化と業務の効率化、責任所在を明確にしたリスク管理の徹底、常にコストを意識した経費の削減により一層努め、安定した収益基盤の確保・営業資産の拡大に向け、努力を重ねて参ります。

(5) 受託業務管理規則

## 受 託 業 務 管 理 規 則

三晃商事株式会社

### (目的)

第1条 この規則は、委託者の保護育成を図るため、受託業務の適正な運営及びその管理について必要な事項を定める。

### (管理室の措置)

第2条 当社は、受託業務に係る社内管理の経営上の責任体制の明確化を図るため、本店の管理部を主体として、本店及び従たる営業所ごとに管理室を設置し責任者を置くものとする。

2 受託業務に係る総括管理及び次条に定める管理室の職務の統括調整を行うため、本店に総括責任者及び副総括責任者を置くものとする。

3 総括責任者、副総括責任者及び管理室の責任者は、次の者とする。

(1) 総括責任者は取締役以上の者とする。

(2) 副総括責任者は副部長職以上の者とする。

(3) 管理室の責任者は、本店においては管理部の副部長職以上、従たる営業所においては管理部門の副主任職以上またはこれに準ずる者とする。

### (委員会への報告)

第3条 社内管理措置の遂行状況、遵守状況について必要に応じて受託業務適正化委員会に報告し、改善を要すると認められる事項がある場合には、取締役会の決議を経て改善措置を講ずるものとする。

### (商品先物取引不適格者の参入防止)

第4条 当社は、委託者が次に掲げる不適格者に該当することが判明したときは、一切の勧誘及び受託は行わない。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、及び精神障害者
- (2) 恩給・年金・社会保険給付金等により主として生計を維持し、余裕資金をもたない者
- (3) 生活保護法被適用者
- (4) 長期入院患者等随時連絡が取れない者
- (5) 一定所得がなく、かつ余裕資金をもたない者

#### (商品先物取引不適格者の特例)

第5条 当社は、委託者が次に掲げることが判明したときは、不適格者に準ずるものとして一切の勧誘は行わない。

ただし、本人から取引を行いたい旨の書面（本人自筆のものに限る）の申出があり、総括責任者が正当な理由があると認めた場合に限り受託を行うものとする。

- (1) 自宅療養者等医療費が収入の50%以上を占めている者
- (2) 一定の所得を有しない者
- (3) その他商品先物取引を行う適格性に欠けると認められる者

#### (適格性審査)

第6条 不適格者の参入を防止するとともに、適格性の高い委託者の参加拡大を目指すため、初回の建玉を行う前に、次の手続きによる顧客の適格性審査を行うものとする。

- (1) 顧客の知識、経験及び財産の状況を把握するための書面として、委託者自筆の「口座開設申込書」及び「アンケート」などにより、それに基づき第7条に定める顧客カードを作成し受託の適否について管理室の審査を受けるものとする。
- (2) 前号の審査による管理室の承認があるまでは、建玉を行わないものとする。
- (3) 口座開設申込書及びアンケートには、次の事項について顧客に直接記入を求めるものとする。
  - ①氏名、性別、年齢、住所
  - ②家族構成
  - ③職業、役職、勤務先名

- ④ 年収及び資産、有価証券投資額
- ⑤ 商品先物取引の経験の有無
- ⑥ 証券取引の経験の有無
- ⑦ 商品先物取引の説明に関する事項（交付書面の受領の有無、説明を受けたことの確認、説明の内容[取引のしくみ、損失リスク]についての理解度、取引意思の確認）
- ⑧ 投資可能額

#### （顧客カードの整備）

第7条 当社は、商品先物取引を行おうとする顧客について、次に掲げる事項を記載した顧客カードの写しを本店及び従たる営業所毎に備え付けるものとする。

- (1) 氏名、性別、年齢、家族構成、住所及び連絡先
- (2) 職業、会社名、役職名及び勤務先住所
- (3) 資産及び収入の状況
- (4) 商品先物取引及び証券取引の経験の有無
- (5) 投資可能額
- (6) その他必要と認める事項

2 顧客カードは、すべてこれを第2条第2項に定める総括責任者のもとに備え付けるものとする。

#### （勧誘の際の説明義務）

第8条 商品先物取引の委託の勧誘にあたっては、勧誘の目的を告知したうえで、受託契約準則、「商品先物取引－委託のガイドー」等の関係書面を交付し、商品先物取引のしくみ（特に委託証拠金制度、損益の計算方法等）などについて説明するとともに、取引について危険開示を行い、顧客の判断と責任において取引を行うことについて、顧客に自覚を促したうえで、参加を求めることとする。

#### （取引意思の確認）

第9条 売買注文の委託を受けるに当たっては、受注日時及び場所、受注内容（委託者が指示した事項）等外務行為の状況を、業務日誌または管理者日誌に簡明に記載するものとする。

### (経験者の判断基準)

第10条 自社又は他の商品取引員において商品先物取引を3か月以上取引したことのある者及び金融・証券の先物取引を行ったことのある者以外は、未経験者として扱う。

### (委託者の保護育成措置)

第11条 当社は、商品先物市場に参入するにふさわしい健全な委託者層の拡大を図るため、商品先物取引の経験のない委託者、又はこれと同等と判断される委託者については、3か月を限度とする習熟期間を設け、次に掲げる保護育成措置を講ずるものとする。

- (1) 委託者に対し、第8条に定める説明を行うことにより、商品先物取引についての理解と認識を求めること。
- (2) 取引にあたっては、特に委託追証拠金及び損失が発生した場合についての理解を求め、余裕資金を保持した取引を励行させるとともに、当該委託者の資質、資金力、取引経験等からみて、明らかに不相応と判断される取引については、これを抑制する等の措置を講ずること。
- (3) 前号に定める措置については、原則20枚を超える受託を行わないものとし、別に基準を定める。
- (4) 委託者に対し、商品先物取引について理解と認識を深めていただくため、習熟期間中に下記の事項等について、アンケート調査を行うこととする。調査の結果、未だ理解が充分でないと判断される委託者については、さらに理解度を深めていただくよう努めることとする。
  - (イ) 商品先物取引の投機性についての理解
  - (ロ) 損益発生仕組み、及び損益計算方法の理解
  - (ハ) 委託証拠金の性格、及び委託追証拠金の計算方法の理解
  - (ニ) ストップ高安等の値幅制限についての理解
  - (ホ) 約定値段、総取引金額についての理解
  - (ヘ) その他、必要と認める事項についての理解
- (5) 健全な委託者の導入を図るため、委託者に所在、年齢等を明確にするための証明（免許証等の本人確認書）を求める。委託者が法人の場合は、登記簿謄本の提出を求め、それを徴収する。

#### (建玉制限等)

第12条 委託者の建玉については、商品取引所が定める市場管理規則を遵守するとともに、十分に説明を行い理解を求めなければならない。

2 当社は、委託者の取引に際し委託者の株式等の取引経験や資産状況等を考慮のうえ、受託を行うものとする。

3 委託者の建玉については、業務部の課長職以上の管理者が管轄するものとし、自己のディーリング取引部門とは区別して管理するものとする。

#### (広告・宣伝に係る措置)

第13条 当社は、広告・宣伝に係る社内管理責任者を総務部の部長職以上の者とし、その実施に先立って社内審査を行うものとする。

#### (委託者の疑義等の説明努力)

第14条 委託者の取引に係る疑問・質問・相談等に迅速に回答できる部署として、本社管理部にお客様サービス室を設置する。

#### (受託業務における禁止行為)

第15条 商品先物取引の委託の勧誘及び受託にあたっては、商品取引所法、同法施行規則、受託契約準則及び日商協「受託等業務に関する規則」に定める禁止行為をしてはならない。

#### (不正資金の流入防止)

第16条 当社は、以下に規定する者からの受託にあたっては、不正資金の流入を回避するため、次の各号に定める措置を講ずるものとする。また、これらの者から受託しようとする場合には、あらかじめ本人から自己資金による取引である旨の書面（本人自筆のものに限る）の申し出があり、総括責任者が正当な理由があると認めた場合に限り受託を行うものとする。

- ① 銀行、農業・漁業の協同組合、信用金庫、信用組合、郵便局などの金融機関で、金銭、有価証券等の取り扱いに係わる者
- ② 国・地方公共団体その他公益機関の金銭、有価証券等の取扱者
- ③ 民間企業等における公金出納取扱者

- (1) 当該委託者の預り額（帳尻益の振替分を除く）の合計が3000万円を超えたとき、当該委託者の資金について調査を開始する。
- (2) 調査業務を担う部署は管理部とし、調査は当該調査部署の社員が実施する。ただし、調査の迅速化のために必要なときは、外部機関（興信所等）を利用して調査することとする。
- (3) 調査にあたっては、調査部門は営業部門からも事情聴取するものとし、営業部門は、その把握している当該委託者の情報を全て調査部門に報告する等、調査に協力しなければならない。
- (4) 調査にあたって、本人から事情を聴取するとともに、その裏付けの証拠の提出を求めるものとする。ただし、当該委託者が取引資金の裏付けとなる証拠の提出がない場合又はこれを拒んだ場合には、信憑性に欠けるものと判断し、その後の新たな入金及び建玉の追加は受けないものとする。
- (5) 調査の結果、新たな入金及び建玉の追加を受けないものとされた場合には、営業部はこれを遵守し、以後の勧誘・受託を行わないものとする。ただし、仕切りに係る指示についてはこの限りでない。
- (6) 前号の調査に関しては、その記録を作成し、これを10年間保存するものとする。
- (7) 当社は、委託者から不正資金による取引資金の預託を受けていたことが判明したときは、当該委託者に対し、速やかに決済するよう要請するとともに、その後の入金是不正資金の有無に係わらず受託しないものとする。

#### **（管理室の職務）**

第17条 管理室の職務は、次のとおりとする。

- (1) 「口座開設申込書」及び「アンケート」の精査による顧客の選別並びに受託の適否の決定
- (2) 顧客管理のための「顧客カード」の整備
- (3) 委託者の資金力・取引経験等からみて不相応と判断される取引の抑制
- (4) 登録外務員等の委託者に対する連絡サービス状況の掌握及び営業部門に対する指導
- (5) 取引内容に異常な徴候が認められた場合の迅速適切な措置
- (6) 外務員に対する関係法令諸規則等の遵守に係る指導並びに遵守状況の監視

及び不適正な事実を発見した場合の迅速適切な措置

- (7) 委託者からの苦情・紛争に対する適切な対応
- (8) 過去に恣意的に紛争等を発生させた委託者の参入予防措置
- (9) 商品先物取引に必要な知識の啓蒙普及並びに委託者の理解度を向上させるために必要な措置
- (10) その他委託者の保護育成に必要と認められる事項

#### (委託本証拠金の額等に係る措置)

第18条 委託証拠金の額等は、全ての上場商品につき、商品取引所が定める委託本証拠金基準額と同額とする。

- 2 委託本証拠金の額等に係る社内責任者として第2条第2項に定める総括責任者を置き、その内容について社内に徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を3年間保存する。

#### (違反者に対する懲戒)

第19条 第15条に掲げる受託業務における禁止行為を行った者に対しては、就業規則の「制裁規定」によりこれを懲戒する。

#### (日本商品先物取引協会への届出)

第20条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。  
これを変更したときも同様とする。

(付則) 本規則は、平成元年11月27日より実施する。

(付則) 本規則は、平成3年10月15日に一部改正する(「日商協」発足に伴う関連事項の修正)。

(付則) 本規則は、平成7年7月1日に一部改正する(第8条[遠隔地からの受託に関する管理措置]を新設し、以降の各条文番号を整理)。

(付則) 本規則は、平成8年4月1日に一部改正する(第4条の本文中に「勧誘の目的を告知したうえで」を挿入、及び別掲の日商協[受託業務に関する規則]に定める禁止行為の追加)

(付則) 本規則は、平成10年9月1日に一部改正する(「商品取引所法」改正に伴う関連事項の改定)。

(付則) 本規則は、平成11年2月1日に一部改正する(6条アンケートの徴収、7条顧客カードの保管、11条4項関連、13条関連)

(付則) 本規則は、平成11年7月20日に一部改正する(6条年収の推定等、12条・13条・14条新設、15条以下条文整理)

(付則) 本規則は、平成12年6月15日に一部改正する(「民法」改正に伴う関連事項の改定、4条)

(付則) 本規則は、平成13年8月1日に一部改正する(平成13年許可更新に伴う改定、管理室の営業関係者排除、投資可能額、増枠手続、外務員20枚判断枠、習熟期間中の取引制限)

(付則) 本規則は、平成15年3月3日に一部改正する

(付則) 本規則は、平成15年6月2日に一部改正する

(付則) 本規則は、平成16年6月4日に一部改正する(内規「51枚超を51枚以上に」)

(6) 外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
254名	76名	112名	218名

(注) パート従業員も含まれます。

(7) 委託者数

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
1,280名	792名	1,112名

(8) 苦情・紛争に関する事項

①平成16年度中の苦情受付件数及び処理結果

苦情申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	0	0	0	0	0
取引に係るもの	0	0	0	0	0
取引終了時に係るもの	2	2	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合計	2	2	0	0	0

(注) 1. 「苦情」とは、委託者等（委託者の親族及び委託者の代理人を含む。）から商品取引員に対して異議、不平、不満等が表明され、又は協会等はその解決の申出があったことをいう（ただし、商品取引事故に該当するものを除く。）。

2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。

3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決ができなかったもの。

②平成16年度中の紛争受付件数及び処理結果

紛争申出事由	件数	処 理 結 果			処理中
		解 決	取下げ	不 調	
勧誘時に係るもの	0	0	0	0	0
取引に係るもの	3	1	0	0	2
取引終了時に係るもの	0	0	0	0	0
その他に係るもの	0	0	0	0	0
合 計	3	1	0	0	2

- (注) 1. 「紛争」とは、委託者等の異議、不平、不満等に起因する商品取引員と顧客との間の主張の相違や対立が具体化し、委託者等から商品取引所に紛争仲介の申出があり、協会にあっせん若しくは調停の申出があったものをいう（ただし、商品取引事故に該当するものを除く。）。
2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。
3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介で解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取り下げたもの、「不調」は仲介で解決ができなかったもの。

当社では、苦情・紛争の未然防止を図るため、本社管理本部の総括管理の下に「お客様サービス室」を設置しております。同部署では、

- ①取引開始直後のお客様を優先して担当者による訪問を行い、取引知識等の啓蒙を図ること。
- ②フリーコールを配置して、ご不明な点やご相談・お問い合わせなど、お客様からの取引に関するあらゆるご相談をお受けすること。

これらを主たる業務として行っております。

なお、お客様からのお取引に関するご相談・お問い合わせ等については、直ちに社内調査を実施し、誠意をもって迅速かつ適切な対応に努めております。

(9) 訴訟に関する事項

①平成16年度中の係争

平成16年度中において新たに発生した訴訟は8件ありました。当社営業担当者の過当勧誘等により、商品先物取引において損害を被ったとして、委託者からその賠償を求めて訴訟提起されたものです。

また前年度から繰越係争中であつた3件の訴訟を含め合計11件の訴訟事案のうち、和解へ至つたものが合計3件ありました。

なお、当年度中における訴訟に関する集計結果は次のとおりです。

訴 訟 件 数			結 審		係 争 中
前年度繰越	当年度発生	合 計	判 決	和 解	
3件	8件	11件	0件	3件	8件

調 停 件 数			成 立	不 調
前年度繰越	当年度発生	合 計		
0件	0件	0件	0件	0件

②平成16年度中の和解等について

当年度中の和解解決した3件の和解内容は次のとおりです。

損害賠償請求金額に対する当社の負担比率は、11.5%、45.8%、64.5%であります。

和解案件のうち、損害賠償請求金額に対し当社負担比率が50%を超えるものが1件ありましたが、当社では訴訟進行の費用対効果から和解解決に努めたものであります。

### 3. 経理の状況

#### (1) 貸借対照表

三晃商事株式会社

#### 第49期貸借対照表

(平成17年 3月31日現在)

(単位:千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	[ 9,393,092 ]	流動負債	[ 7,128,668 ]
現金預金	3,469,370	委託者未払金	546,317
委託者未収金	569,511	短期借入金	700,000
商払用品	9,337	預り委託証拠金	5,619,241
前払費用	11,219	未払金	122,343
保管有価証券	120,654	未払費用	74,829
差入保証金	1,634,082	未払法人税等	28,460
商品取引責任準備預託金	567,655	未払消費税等	16,068
委託者先物取引差金	2,207,435	その他の流動負債	21,407
繰延税金資産	9,127		
未収入金	70,895	固定負債	[ 111,197 ]
協会預託金	700,000	長期未払金	35,000
その他の流動資産	24,075	退職給付引当金	12,199
貸倒引当金	△ 273	役員退職慰労引当金	63,998
		引当金	[ 527,839 ]
固定資産	[ 2,841,302 ]	商品取引責任準備金	527,839
有形固定資産	( 974,754 )		
建物	249,099	負債合計	7,767,704
建物減価償却累計額	△ 114,252		
設備	228,691	(資本の部)	
設備減価償却累計額	△ 163,276	資本金	[ 618,540 ]
車輜	19,672	利益剰余金	[ 3,842,285 ]
車輜減価償却累計額	△ 14,815	利益準備金	154,635
器具及び備品	88,913	配当準備積立金	400,000
器具及び備品減価償却累計額	△ 51,298	増資準備積立金	400,000
土地	732,019	別途積立金	1,100,000
無形固定資産	( 73,178 )	当期末処分利益	1,787,650
営業権	26,681	株式等評価差額金	[ 5,865 ]
電話加入権	29,239		
ソフトウェア	17,257	資本合計	4,466,690
投資その他の資産	( 1,793,369 )		
投資有価証券	47,655	負債・資本合計	12,234,395
出資金	481,344		
長期未収債権	61,701		
長期差入保証金	951,352		
長期貸付金	50,380		
長期前払費用	11,091		
繰延税金資産	247,256		
その他の投資	63,998		
貸倒引当金	△ 121,411		
資産合計	12,234,395		

## (2) 損益計算書

三晃商事株式会社

## 第 4 9 期 損 益 計 算 書

自 平成16年4月 1日

至 平成17年3月31日

(単位:千円)

科 目		金 額	
経常損益	営業損益	営業収益	4,745,829
		受取手数料	5,619,786
		売買損益	△ 873,956
		商品先物決済損益	( △ 962,449 )
		商品先物評価損益	( 88,493 )
	営業費用	4,624,899	
	先物取引に係る費用	195,712	
	販売費及び一般管理費	4,429,187	
	営業利益	120,930	
	営業外損益	営業外収益	70,001
受取利息及び配当金		26,851	
雑収入		41,729	
その他営業外収益		1,419	
営業外費用		39,756	
支払利息		13,210	
支払手数料		15,032	
その他営業外費用	11,512		
経常利益	151,175		
特別損益	特別利益	84,142	
	投資有価証券売却益	69,485	
	貸倒引当金戻入益	14,657	
	特別損失	171,888	
	商品取引責任準備金繰入	115,988	
役員退職慰労金繰入	55,900		
税引前当期純利益		63,429	
法人税・住民税及び事業税		19,193	
法人税等調整額		△ 57,667	
当期純利益		101,903	
前期繰越利益		1,685,747	
当期末処分利益		1,787,650	

### (3) 重要な会計方針

#### ①有価証券の評価基準及び評価方法

##### (a) その他有価証券

###### ・時価のあるもの

当期末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出）。

###### ・時価のないもの

移動平均法による原価法。

##### (b) 保管有価証券

商品取引所法の規定により商品取引所が定めた充用価格によっており、主な有価証券の価格は次の通りであります。

・利付国債証券	額面金額の80～85%
・社債（上場銘柄）	額面金額の65%
・株券（一部上場銘柄）	時価の70%相当額
・倉荷証券	時価の70%相当額

#### ②棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による低価法。

#### ③固定資産の減価償却方法

##### (a) 有形固定資産……定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（付属設備を除く）については定額法。

##### (b) 無形固定資産……定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法。

#### ④引当金及び特別法上の準備金の計上基準

(a) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- (b) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末に発生していると認められる額を計上しております。なお、会計基準変更時差異(208,109千円)については、10年による按分額を費用処理しております。また、数理計算上の差異はその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定額法により、翌期から費用処理することとしております。
- (c) 役員退職慰労引当金……役員退職慰労金の支出に備えるため、当社規程に基づく期末要支給額を計上しております。なお、役員退職慰労引当金は、商法施行規則第43条に規定する引当金であります。
- (d) 商品取引責任準備金……商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第136条の22の規定に基づき、同施行規則に定める額を計上しております。

#### ⑤ 営業収益の計上基準

##### (a) 受取手数料

###### イ. 商品先物取引

委託者が取引を転売又は買戻し及び受渡しにより決済した時に計上しております。

###### ロ. オプション取引

委託者の売付け又は買付けに係る取引が成立した時に計上しております。

###### ハ. 商品ファンド

取引成立日に計上しております。

##### (b) 売買損益

###### イ. 商品先物決済損益

反対売買により取引を決済した時に計上しております。

###### ロ. 商品先物評価損益

自己の未決済玉を時価評価し計上しております。

#### ⑥ リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

⑦消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

⑧会計方針の変更

役員退職慰労引当金

役員退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理しておりましたが、当期より「役員退職慰労金規程」に基づく期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上する方法に変更致しました。この変更により、当期発生額 8,097千円は販売費及び一般管理費へ、過年度分相当額 55,900千円は特別損失に計上しております。この結果、従来と同一の方法を採用した場合と比べ、営業利益及び経常利益は 8,097千円、税引前当期純利益は63,998千円減少しております。

⑨表示方針の変更

前期まで有形固定資産に対する減価償却累計額は当該各資産の金額から直接控除し、その控除後残高を当該各資産の金額として表示しておりましたが、当期より当該各資産科目に対する控除科目として、「減価償却累計額」の科目をもって掲記する事といたしました。

⑩貸借対照表及び損益計算書の記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(4) 注記事項

(貸借対照表関係)

①イ. 預託資産

取引証拠金の代用として次の資産を商品取引所へ預託しております。

保管有価証券	86,865	千円
投資有価証券	12,330	千円
合 計	99,195	千円

ロ. 分離保管資産

商品取引所法第136条の15の規定に基づいて分離保管されている資産の内容は次の通りです。

定期預金	1,000	千円
普通預金	1,927,073	千円
指定金銭信託預金	800,000	千円
協会預託金	700,000	千円
合 計	3,428,073	千円

②委託者未収金及び長期未収債権のうち、無担保のものは47,990千円であります。

③商品取引責任準備預託金は、商品先物取引事故に備えるため日本商品先物取引協会の定款第62条に基づいた日本商品先物取引協会への預託金であります。

④自己の未決済取引に係る取引証拠金は、158,841千円であります。

⑤委託者先物取引差金は、委託者の未決済取引を決済したとして仮定して委託者の売買損（売買益）相当額を、委託者に代わって取引所に立替え払いした（取引所から預かった）金額であります。この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定したうえで、各商品取引所ごとに合計して算出したものであります。なお、委託者先物差金のうち、無担保のものは965千円であります。

⑥リース契約により使用する固定資産の明細は次のとおりであります。

資産の種類	資産の内容	数量等の明細
器具及び備品	電子計算機 業務システム一式	本体131台ほか端末機器一式
	複写機及び事務用機器	複写機17台ほか事務用機器
車両	乗用車ブルーバードほか	23台

⑦担保に供している資産

定期預金 100,000千円

⑧商法施行規則第124条第3号に規定する時価を付したことにより増加した貸借対照表上の純資産額は5,865千円であります。

(損益計算書関係)

①イ. 受取手数料の内訳

商品先物取引	5,619,771	千円
オプション取引	—	千円
商品ファンド	14	千円
合計	5,619,786	千円

ロ. 売買損益の内訳

商品先物決済損益	▲962,449	千円
商品先物評価損益	88,493	千円
合計	▲873,956	千円

② 1株当たりの当期純利益 90円01銭

なお、損益計算書上の当期純利益の額は101,903千円、1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益の額は96,453千円、これらの差額は役員賞与5,450千円であります。

また、1株当たり当期純利益の算定に用いられた普通株式の期中平均株式数は1,071千株であります。

(5) 利益処分計算書

第 4 9 期 利益処分計算書

株主総会承認日 平成 1 7 年 6 月 2 7 日

(単位：円)

当期末処分利益	1,787,650,199
株主配当金	53,575,000
役員賞与金	5,450,000
次期繰越利益	1,728,625,199

(6) 監査に関する事項

当社は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第 2 条第 1 項の規定に基づき、新日本監査法人の監査を受けております。

(7) 財務比率

諸 項 目	比 率 %
(a) 純資産余裕比率	2 4 7
(b) 自己資本資本金比率	7 2 2
(c) 自己資本比率	3 7
(d) 修正自己資本比率	4 9
(e) 当座性資金等比率	1 2 2
(f) 委託者未収金比率	1 3
(g) 借入金等比率	6
(h) 経常収支率	1 0 3
(i) 負債比率	1 4 5
(j) 流動比率	1 3 1
(k) 委託手数料収益比率	1 1 7
(l) 自己売買収益比率	—

(a) 純資産余裕比率

$$\text{【純資産額（＊）／必要純資産額} \times 100 \text{】}$$

商品取引所法の規定により商品取引員が有していなければならない必要純資産額に対する純資産の余裕度をみるもので、比率が高いほど法定基準に対する余裕があるといえます。

（＊「純資産額」とは、資産から商品取引責任準備金〔商品取引所法に基づく引当金〕を除いた負債を控除したものをいい、「必要純資産額」とは、商品市場ごとに定められた商品取引員として必要とされる純資産のことをいいます。）

(b) 自己資本資本金比率

$$\text{【自己資本／資本金} \times 100 \text{】}$$

資本金に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定しているといえます。

(c) 自己資本比率

$$\text{【自己資本／総資本} \times 100 \text{】}$$

総資本に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど長期的な支払い能力の安定性が高いといえます。

(d) 修正自己資本比率

$$\text{【自己資本／（総資産額－委託者に係る取引所預託金額－分離保管預託額）} \times 100 \text{】}$$

委託者から預託を受けた委託証拠金のうち、委託者の取引に係る取引所への預託金額及び委託者債権の保全制度に基づいて金融機関に預託されている額を控除した総資産額を用いて計算された自己資本比率です。

(e) 当座性資金等比率

$$\text{【当座性資金等（＊）／流動負債額} \times 100 \text{】}$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある当座性資金等を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いといえます。流動比率との違いは、流動資産のうちより現金化する可能性の高い「当座性資金等」を指標としているところです。

（＊「当座性資金等」とは、流動資産のうち、現金、預金、金銭の信託、受取手形、有担保委託者未収金、売掛金、有価証券、商品、保管有価証券、差入保証金、有担保委託者損差金及び未収先物取引差金をいいます。）

(f) 委託者未収金比率

$$\text{【委託者未収金(長期未収債権に属するものを含む)／純資産額} \times 100 \text{】}$$

正味の資産である純資産に対する委託者未収金の割合をみるもので、比率が低いほど経営が安定しているといえます。

(g) 借入金等比率

$$\text{【(借入金+借入有価証券+社債(新株予約権付社債を含む))／総資産額} \times 100 \text{】}$$

総資産に占める借入金の割合をみるもので、比率が低いほど経営が安定しているといえます。

(h) 経常収支率

$$\text{【経常収益／経常費用} \times 100 \text{】}$$

経常的に発生する収益と費用を対比したもので、比率が高いほど経常的な収益力が高いといえます。

(i) 負債比率

$$\text{【負債合計額／純資産額} \times 100 \text{】}$$

純資産と負債合計を対比したもので、比率が低いほど長期的な支払能力の安定性が高いといえます。

(j) 流動比率

$$\text{【流動資産額／流動負債額} \times 100 \text{】}$$

短期間に支払期限の到来する流動負債と短期間に現金化する可能性のある流動資産を対比したもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いといえます。

(k) 委託手数料収益比率

$$\text{【(商品先物取引に係る)委託手数料／経常収益} \times 100 \text{】}$$

経常収益に占める委託手数料収入の割合をみるもので、比率が高いほど収益が手数料収入に依存している割合が高いといえます。

(l) 自己売買収益比率

$$\text{【自己売買収益／経常収益} \times 100 \text{】}$$

経常収益に占める自己売買収益の割合をみるもので、比率が高いほど収益が自己売買収益に依存している割合が高いといえます。